



## 労働者の方へ臨時生活安定資金・福利厚生資金貸付

町では、労働者の方に、臨時生活安定資金・福利厚生資金の貸付を行っています。予期せぬ出費や教育資金、生活資金にご活用ください。

### 【臨時生活安定資金】

貸付目的	対象者
①余市町内に居住する季節労働者を対象とし、病気や災害、その他日常生活の不時の出費のための一時金の貸付	①雇用保険法短期雇用特例被保険適用者及び適用予定者でありかつ被扶養者を有する世帯主とし、本人または、被扶養者が現に余市町に居住し、転出の予定がない方
②上記以外の労働者で、企業倒産による一時的な生活安定のため一時金の貸付	②上記以外の労働者で、雇用保険法適用者及び適用予定の一般被保険者でありかつ被扶養者を有する世帯主とし、本人または、被扶養者が現に余市町に居住し、転出の予定がない方
貸付額・受付期間	1人1件に限り5万円以上20万円以内・随時
貸付利息	年利3.00%以内（令和6年4月1日現在）
償還方法	20か月以内（据置期間あり）
保証人	原則として2人 なお、事業主が保証人の場合は1人でも可（ただし小樽市、北後志管内の事業所に勤務されている方で、取扱金融機関（北海道信用金庫余市支店）が認めた場合）
申込受付場所	商工観光課窓口
貸付決定	町及び取扱金融機関において資格要件、貸付の可否について審査を行い決定

### 【福利厚生資金】

貸付目的	対象者
余市町内に居住する労働者の家庭経済負担の緩和を図るため、教育資金、生活資金の貸付	余市町内に1年以上住所を有する労働者で、町税を完納し、同一事業所に1年以上勤務し、今後も引き続き勤務する方で、前年の年収が150万円以上で、取扱金融機関の貸付条件に該当する方
貸付額・受付期間	1人1件に限り50万円以内・随時
貸付利息	教育資金 年利2.39%（令和6年4月1日現在。別途保証料が必要） 生活資金 年利2.81%（同上）
償還方法	5年以内、元利均等月賦償還（半年賦償還併用可）
申込受付場所	北海道労働金庫小樽支店（☎0134-23-3238）
貸付決定	取扱金融機関において貸付の可否について審査を行い決定

問合せ 商工観光課 商工労政係 ☎21-2125



## 路線バス「余市循環線」の運賃改定に関してのご意見募集

現在、JR余市駅を起点として町内を運行する路線バス「余市循環線」を北海道中央バス（株）が運行しています。

本路線は買物や通院の目的に加え、通勤・通学に対応した町民の皆さんにとって大変重要な役割を担った交通機能であることから、余市町地域公共交通活性化協議会（以下、協議会）において評価・改善を行っているところですが、昨今の物価高騰や乗務員不足を要因として路線の維持が困難な状況となっています。

協議会では、余市循環線を将来にわたり維持するため、運賃改定（値上げ）について検討することとし、皆さんからのご意見を募集しています。

詳しくは町ホームページもしくは以下の設置場所で配架しているアンケート用紙をご覧ください。

アンケート用紙設置場所：①余市循環線バス車内 ②エルラプラザ 中央バス案内所（黒川町5丁目43番地）  
③役場2階政策推進課窓口（朝日町26番地）

意見募集期間：6月14日（金）まで

ホームページはこちらから →



問合せ 余市町地域公共交通活性化協議会事務局（政策推進課政策推進係） ☎21-2117